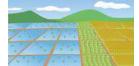
皆さんの地域の「人と農地の問題」について考えてみませんか

(人・農地プラン/新規就農/農地集積)

我が国の農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。 皆さんの地域ではいかがでしょうか?

地域の皆さんで話し合ってプランを作り、実行していくことに よって「人と農地の問題」を解決しましょう。

プランの作成や就農者の増加、農地の集積を応援します。



1 人・農地プランとは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

- ☆ 集落・地域における話し合いによって、
- ◎ 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)



などを決めていただきます。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

- ☆ 人・農地プランに位置付けられると、
- ◎ 青年就農給付金(経営開始型)
 - ※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金(中心となる経営体に農地を提供する方)
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化(認定農業者)
- ◎ 経営体育成支援事業(適切な人・農地プラン作成地区で経営 改善を目指す中心経営体等の方)

といった支援を受けることができます。

3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

- ☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。 必要な部分から始めて、順次拡大していくことで構いません。 ー旦プランを決めても、
- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

農林水産省

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、地域的なまとまりを持つ農業集落や地域をエリアとすることを基本としますが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いです ので、経営主だけでなく家族の皆 さんも積極的に参加してください。



〈市町村による検討会の開催〉

- 市町村は、話し合いを受けて人・ 農地プランの原案を作成し、農業 関係機関や農業者の代表で構成する 検討会を開催します。
- ※ 検討会のメンバーの概ね3割は 女性としてください
- 検討会の審査の結果適当と判断され たものは、市町村が人・農地プラン として正式決定します。



新規就農者への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに人を 雇いたいと考えている皆さんを支援します。

自ら独立して農業を開始する方

新規就農者を雇用する農業法人等

青年就農給付金(経営開始型)

農業を始めて間もない時期に給付金を給付します。

[給付額] 150万円/年 (最長5年間)

農業を始めてから経営が安定するまで の方で、以下の要件を全て満たす方(※1,2)

- ① 原則として45歳未満で独立・自営 就農する方
- ② 就農する市町村の「人・農地プラン」 に位置づけられている方(見込みも可)
- ③ 就農後の総所得(本給付金以外)が250万円未満の方

※1:農家子弟の方でも、

- ア親とは別に独立した経営をする場合
- イ 親の経営から独立した部門を立ち上げて経営 する場合
- ウ 親元に就農してから5年以内に親から経営を 継承する場合

は給付対象となります。

※2:青年就農給付金(準備型)の受給を要件とはしていません。

農の雇用事業

農業法人等の人材育成を 支援します。

- 農業法人等が新規就農者を雇用して、 栽培技術や経営ノウハウなどの研修を 実施する場合に、研修に要する経費を 助成します。
- 農業法人等がその職員や後継者を、 次世代の経営者として育成するために、 先進法人・他産業へ研修派遣する経費 を助成します。

[助成額]

最大120万円/年/人(最長2年間)

※ 「人・農地プラン」に位置づけられていない方も対象となります。



青年就農給付金(準備型)

農業技術の研修中に給付金を給付します。

[給付額] 150万円/年(最長2年間)

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を全て満たす方

- ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方
- ② 都道府県が認める研修機関等で概ね1年以上研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する方
- ④ 自ら農業経営又は農業法人に雇用されて就農する方
- ※ 「人・農地プラン」に位置づけられている必要はありません。

農地集積への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする 皆さんを支援します。

(1) 出し手に対する支援(農地集積協力金)

農地を出すこと(利用権設定又は農作業委託)への踏み切りを支援します。

1) 経営転換協力金

[貸付等を行う面積] [交付単価](※3)

:30万円/戸 0.5ha以下 0.5ha超2.0ha以下 :50万円/戸 2.0ha超 :70万円/戸

※3:市町村への交付単価です。

② 分散錯圃解消協力金

[交付単価](※3)

5千円/10a

「交付対象者〕

土地利用型農業等からの経営転換などをきっかけに 「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体へ **の農地集積**に協力していただく

- 土地利用型農業から経営転換する農業者
- 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ③ リタイアする農業者
- 農地の相続人

[交付対象者]

「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体の 農地の連坦化に協力していただく

- ① 中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 中心経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて 耕作していた農業者

- 交付対象者は、販売農家とします。
- 交付対象農地は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人へ10年以上の白紙委任を行った自作地です。
- ≥ 25年度から土地利用型作物に加え、樹園地、野菜畑等(土地利用型農業以外)の円滑な経営継承を交付対象に追加します。 NSV!

(2) 受け手に対する支援(規模拡大交付金)

安定した土地利用の確保を支援します。

(「人・農地プラン」に位置づけられていない方も対象となります。)

規模拡大交付金

「交付単価」 **2万円**/10a

[交付対象者]

農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人 を通じて、面的集積(連坦化) して経営規模を拡大す る農業者

- 〇人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その 範囲内で利用権が設定されれば、2筆以上の農地のまとまりがなくても、規模拡大交付金の対象と なります。
- ○交付対象作物に制限はありません。

▶ 農地法に基づく遊休農地対策について

上記の支援策と併せて、農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施 (地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導)

農地利用状 況の調査



遊休農地所有者等に対 する農地の利用増進の ための指導

指導に従わない場合には、遊休農地所有者等への通知、 勧告、買入協議、都道府県知事による調停、裁定といっ た、特定利用権の設定等の手続へ移行

金融支援

支援措置

スーパーL資金の貸付当初5年間実質無利子化

貸付対象者

人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者

貸付限度額

個人: 3億円(複数部門経営等は6億円)

法人:10億円(常時従事者数に応じ20億円まで)

農業用機械等の導入支援

NEW!

「人と農地の問題」の解決に向けて、地域の中心となる経営体の皆さんの農業用機械等の 導入を支援します。 【経営体育成支援事業】

支援措置

融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付

補助率

事業費の3/10上限



支援対象者

人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体等



基盤整備、共同利用施設整備等の支援

基盤整備事業、共同利用施設整備事業等、事業の採択や交付金配分に当たって、人・農地プランを作成した地区や中心経営体を考慮するなど、人・農地プランとの連携を推進します。

人・農地プランの取組事例

全国における人・農地プランの取組事例は次のURLページで公開しています。 (http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/plan jirei.html)

お問い合わせ先

農林水産省経営局

経営政策課 …… 03-6744-0577

農地政策課 …… 03-6744-2151

就農・女性課 …… 03-3501-1962

農林水産省HPアドレス(各地域の「人と農地の問題」を解決しましょう!) http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi.html